

令和2年5月19日に「学生支援緊急給付金給付事業」(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』)が閣議決定されました。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により大学等での修学の継続が困難となっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する事業です。

(支給額 住民税非課税世帯の学生等:20万円、それ以外の学生等:10万円)

山形大学では、4月30日から独自の支援策を講じているところですが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により経済的に困窮している本学学生に対し、上記の「学生支援緊急給付金」の支給条件を満たさなくても支援することとしました。

この緊急かつ非常な事態におかれた学生の修学と生活を支援するために、「山形大学基金」への皆さまのご支援とご協力をお願い申し上げます。

募金の 受付先 「山形大学基金ホームページ」内 「経済的修学困難学生への支援」からお願いいたします。



山形大学基金 ホームペ**ー**ジ